

公益財団法人日本セーリング連盟
理事及び監事推薦候補者管理委員会運営ガイドンス

第1条 (運営ガイドンスの趣旨)

このガイドンスは、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）の執行部が役員改選時期において、評議員会に提出する理事及び監事推薦候補者リストを作成するに当たって、公正で透明な事務手続きを進めるために設置する理事及び監事推薦候補者管理委員会（以下、「委員会」という。）の運営に関する基本的な事項を取りまとめたものである。

第2条 (委員会設置の目的)

委員会は、役員改選の際に連盟執行部が評議員会に提出する理事及び監事推薦候補者リストを作成するに当たって、公正で透明な事務手続きを進めるために設置し、主に以下の事項を実施する。

- (1) 水域理事推薦候補者、全国加盟団体代表者会議による推薦候補者、ならびに会長推薦候補者に関して提出された資料の内容を確認する。
- (2) 全国加盟団体代表者会議のメンバーによる推薦投票プロセスを確認するとともに、上位投票者を決定する。
- (3) 全国加盟団体代表者会議メンバーが行った投票内容を確認し、上位投票者を決定する。
- (4) 推薦投票の結果、同数の場合には、推薦管理委員長立ち合いの下で、開票後直ちに委員長作成の抽選方法により、推薦管理委員（又は推薦管理委員が指名した者）が該当者の年齢順（同年齢の時は50音順）にて抽選を行い、当選者を決定する。
- (5) 推薦投票の集約結果を理事会へ報告する。

第3条 (委員会構成メンバー)

委員会の構成メンバーは、会長が推薦し、理事会の決議により決定される。

第4条 (招 集)

第1回の委員会の招集は、日時、場所を指定して会長が行う。第2回以降の開催は、第5条に基づき委員会の委員長が招集する。

第5条 (開 催)

委員会は2名以上の出席がなければ、開催することはできない。

第6条 (委員長)

第1回の委員会において、委員の互選により、委員長を選任する。

- 2 委員長は、委員会の議事の進行を司り、委員会が選任した全国加盟団体代表者会議のメンバーにより実施された理事推薦候補者の投票結果（以下、「理事推薦候補者」という。）を、理事会に報告する。

第7条 (委員の任期)

当委員会の委員の任期は、役員推薦候補者が決定する理事会が終了する時までとする。

第8条 (報酬等)

会議の構成メンバーは、無給とする。

- 2 会議の構成メンバーには、費用を弁償することができる。
- 3 前各号に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

1. 本規程は、平成24年 1月21日より施行する。(平成24年 1月21日理事会決議)
2. 本規程は、平成24年12月 8日より改定施行する。